



佐賀県公報

平成17年
11月2日(水)
第12676号

三 次

公 告

(◎母が県例規集に登載するもの)

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

- 大規模小売店舗の新設に関する公表

- 都市計画法及び佐賀県都市計画公聽会規則に基づく公聽会の開催

- 土地改良区役員の就任届

- 土地改良区の定款変更認可

- 唐津市営大野地区土地改良事業施行決定

- 建築基準法に基づく測路の位置の指定

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成17年12月26日までさが元気ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成17年11月2日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあつた年月日 平成17年10月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人ほのぼの通所介護サービス

(2) 代表者の氏名 池田美嶋子

(3) 主たる事務所の所在地 佐賀県伊万里市黒川町塩屋509番地1

- (4) 定款に記載された目的
この法人は、要介護認定を受けた被保険者等が質の良い充実した生活を営めるよう、通所介護サービス事業並びに介護付有料老人ホーム事業を通して社会福祉の増進を図ることを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成17年11月2日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

久保田町複合店舗

佐賀郡久保田町大字徳万1621番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行つう者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

ア 大規模小売店舗を設置する者
株式会社あんくるふじや

代表取締役 太田尾 昭

佐賀市南佐賀二丁目3番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行つう者
(ア) 株式会社あんくるふじや

代表取締役 太田尾 昭

佐賀市南佐賀二丁目3番1号

(イ) 株式会社ミドリ薬品
代表取締役社長 百崎 栄一

鹿児島県鹿児島市東開町5番地12

(3) 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年5月7日	(4) 株式会社ミドリ薬品 午前9時から午後11時まで イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,727平方メートル	駐車場① 午前9時30分から午後8時30分まで 駐車場② 午前8時30分から午後11時30分まで
(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 駐車場の位置及び収容台数	敷地北側及び東側 4か所
北側敷地 50台	午前6時から午後10時まで
南側敷地 40台	午前6時から午後10時まで
合計 90台	午前6時から午後10時まで
イ 駐輪場の位置及び収容台数	エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
駐輪場① 北側敷地建物東側 40台	午前6時から午後10時まで
駐輪場② 南側敷地南側建物北側 10台	午前6時から午後10時まで
合計 50台	午前6時から午後10時まで
ウ 荷さばき施設の位置及び面積	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設① 北側敷地建物北側(1) 24平方メートル	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設② 北側敷地建物北側(2) 24平方メートル	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設③ 北側敷地建物南側 24平方メートル	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設④ 南側敷地北側建物東側 24平方メートル	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設⑤ 南側敷地南側建物南側 24平方メートル	午前6時から午後10時まで
合計 120平方メートル	午前6時から午後10時まで
工 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	午前6時から午後10時まで
廃棄物保管施設① 北側敷地建物北側 25.95立方メートル	午前6時から午後10時まで
廃棄物保管施設② 北側敷地建物南側 19.80立方メートル	午前6時から午後10時まで
合計 45.75立方メートル	午前6時から午後10時まで
(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	午前6時から午後10時まで
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前6時から午後10時まで
(ア) 株式会社あんくるふじや 午前10時から午後8時まで	午前6時から午後10時まで
都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則(昭和45年佐賀県規則第37号)第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。	
平成17年11月2日	
佐賀県知事 古川 康	

1 開催の日時及び場所

日時 平成17年11月25日(金)

午後7時から

場所 伊万里山代町久原2697番地2 山代公民館

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案

伊万里都市計画臨港地区の変更

3 伊万里都市計画臨港地区の変更案の概要

区分	名称	区域	面積(ha)	分区(ha)
現行	伊万里都市計画 伊万里港臨港地区	山代町、二里町、瀬戸町、松島町及び黒川町の一部	250.2	商港区 特殊物資港区 工業港区 修景厚生港区 3.2 214.0 3.2
変更案	伊万里都市計画 伊万里港臨港地区	山代町、二里町、瀬戸町、松島町及び黒川町の一部	251.1	商港区 特殊物資港区 工業港区 修景厚生港区 29.8 3.2 214.0 4.1

4 伊万里都市計画臨港地区の変更案の縦覧場所

伊万里都市計画臨港地区の変更案は、佐賀県土づくり本部まちづくり推進課、伊万里土木事務所港湾課及び伊万里市都市開発課で平成17年11月25日(金)まで縦覧に供します。

5 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成17年11月18日(金)までに意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。

6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先
佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7326)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上場土地改良区から次のとおり役員が就任した旨届出があった。

平成17年11月2日

佐賀県知事 古川康

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	瀧本 隆仁	唐津市肥前町新木場甲1945番地	平成17年10月1日
"	吉田 鶴雄	" 鶴牧1015番地	"
"	前田 一徳	" 入野甲2266番地19	"
"	前田 紀泰	東松浦郡玄海町大字大蘭1053番地	"

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成17年10月26日上場土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年11月2日

佐賀県知事 古川康

唐津市長 坂井 俊之から協議のあった唐津市営土地改良事業(基盤整備促進 暗渠排水)大野地区の施行については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定したので、同条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議を申し出ることができます。異議申出書は、平成17年12月19日までに佐賀県唐津農林事務所(郵便番号847-0056 唐津市坊主町433番地1)に提出してください。

平成17年11月2日

佐賀県知事 古川康

1 縦覧に供する書類

唐津市営土地改良事業（基盤整備促進 暗渠排水）大野地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成17年11月4日から平成17年12月2日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年11月2日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
15 2828番9	三義基郡上峰町大字坊所字西峰	平成17年 10月25日	5.0～6.0	58.38

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

平成17年11月2日（水）

佐賀県公報

購読料 一か年118,800円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年十一月二日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています